

2024年3月25日

医療法人 輝松会
介護老人保健施設 松寿苑

介護職員等処遇改善加算の支給について

介護職員等処遇改善加算の支給については以下の通り支給とし、今後の算定区分の変更となる際には再度周知をさせていただきます。

対象者及び支給方法

介護職員

月々の給与時に旧処遇改善加算相当分として、介護職員に対して¥15,000を支給とし、正社員雇用においては賞与時に¥77,000を支給とする。(入職間もない寸志対象職員の賞与において、在籍日数を鑑みて調整した額にて支給とする。)

また、旧特定処遇改善加算相当分として、常勤雇用であって、医療法人輝松会での勤続年数が4月1日時点で10年以上の介護福祉士には、月々の給与時に¥40,000支給。

その他常勤雇用の介護職員には、月々の給与時に¥9,500の支給を2024年6月以降においても継続とする。

尚、年度末の1月～3月サービス提供分(3月～5月給与支給分)においては、受給額(算定額)に応じて調整して支給を行うものとする。

※今後、介護職員等処遇改善加算の算定区分の変更となった際には、支給対象者への再周知を行う事とする。

その他の職種

上記介護福祉士及びその他介護職員に該当しない、常勤雇用の職種(看護職員・支援相談員・施設ケアマネージャー・通所リハビリ部門における理学療法士)においては、月々の給与時に旧特定処遇改善加算相当分として¥4,500の支給を継続とする。

(看護職員には基本給含めて支給)

尚、年度末の1月～3月サービス提供分(3月～5月給与支給分)においては、受給額(算定額)に応じて調整して支給を行うものとする。

※今後、介護職員等処遇改善加算の算定区分の変更となった際には、支給対象者への再周知を行う事とする。